資料 5

第15回地方消費者行政專門調查会資料 (消費者委員会事務局作成)

地方消費者行政体制の現状

平成25年4月25日 消費者委員会事務局

目次

基礎	自治体の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	相談窓口設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	相談窓口の開所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	相談窓口の開設形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	消費者行政担当事務職員配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	消費者行政担当事務職員の専任・兼務状況詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	消費生活相談員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-	消費生活相談員の資格保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
都道	府県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	センタ一設置状況と開所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_	消費者行政担当事務職員と消費生活相談員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
く参	考資料>都道府県と基礎自治体の人員配置規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	都道府県と基礎自治体における消費者行政担当事務職員と消費生活相談員の配置人数	

当資料を読む際の留意点

- ◎当資料は「平成24年度 地方消費者行政の現況調査(第2次)」(消費者庁)のデータをもとに、消費者委員会事務局が作成した。
- ◎当資料作成にあたっては、原則として自治体数をベースに集計した。基礎自治体分の集計は、市区町村数と政令指定都市数の計(N=1742)、都道府県分 の集計は、都道府県数の計(N=47)をベースに集計している。(自治体内に複数の相談窓口がある場合は、自治体ごとに集約。また、広域連合、一部事務 組合等については当該団体に含まれる個々の基礎自治体を集計対象とし、団体そのものは今回は集計の対象外としている。) 集計ベースの違いにより、当資料の集計結果が、消費者庁公表の「平成24年度地方消費者行政の現況調査(第2次)」報告書に掲載されている集計結果 と異なることがある。

各データの出典と説明

- :「住民基本台帳に基づく人口」(総務省・平成24年3月31日現在)より。 ◎人口
- ◎財政力指数:「地方公共団体の主要財政指標一覧」(総務省・23年度決算ベース)より。
 - ー財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
- ◎過疎区分 :「過疎地域市町村等一覧」(総務省・平成23年9月26日)より。
 - --過疎区分は、過疎地域自立促進特別措置法(以下、過疎法)に基づき、各市町村の人口要件・財政力要件によって以下に区分される。
 - ・過疎地域市町村 = 過疎地域市町村は、過疎法第2条第1項の適用される要件に該当する市町村。
 - ・過疎みなし市町村= 過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域と みなされる。(過疎法第33条第1項)
 - ・過疎のある市町村= 過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合 でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった市町村の区域は過疎地域とみなされる。(過疎法第33条第2項)
 - 非過疎 = 上述の3分類に該当しない市町村。

【用語解説】

1. 「センター」と「窓口」のちがい

消費者安全法第10条に規定する消費生活センターを「センター」と定義。この基準に 満たないが、相談窓口を開設しているところを「窓口」としている。

- •消費者安全法(平成二十一年六月五日法律第五十号) 抄
- (消費生活センターの設置)

- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置する よう努めなければならない。
- ー 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させ <u>るもの</u>であること。
- 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであ
- 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- •消費者安全法施行令(平成二十一年八月十四日政令第二百二十号) 抄
- (市町村が設置する消費生活センターの基準)

第七条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間につき 四日以上行うことができるものであることとする。

2. 消費者行政担当事務職員とは

「消費者行政本課」及び「消費生活センター」に配属されている職員。消費者行政部局以外 との兼務職員等を含む。消費者行政の企画・立案、もしくは執行に直接関わる者が対象。

3. 消費生活相談員とは

消費者安全法施行規則第7条に規定する資格を有する者もしくは同条に規定する資格と 同等以上の専門的な知識及び経験を有する者で、実際に相談に従事している者を指す。

4. 消費生活相談員の資格とは

3つの資格のうちいずれか、または複数を有する者を指す。

·消費者安全法施行規則(平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十八号) 抄

- 第七条 消費者安全法(以下「法」という。)第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有 する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。
- 一 独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)が付与する消費生活専門相談員の資格
- 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

19

基礎自治体の現状

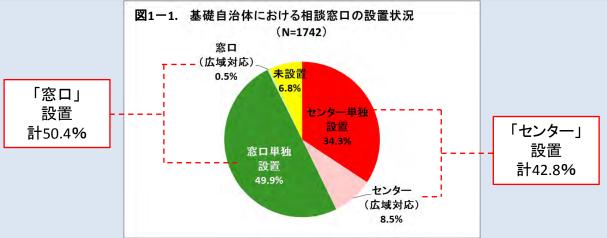
基礎自治体における相談窓口設置状況(平成24年4月1日現在)

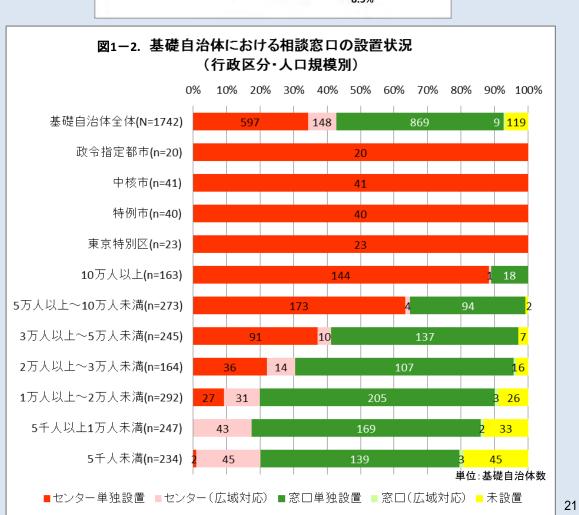
ポイント

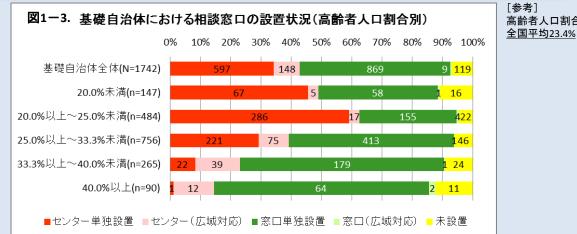
- ☞【全体】全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、93.2%(1623ヵ所)では、「センター」または「窓口」 を設置している。
- うち、広域連携等の「広域対応」により対応している基礎自治体は全体の9.0%。[図1-1] ☞【行政区分・人口規模別】政令市、中核市、特例市、東京特別区ではすべて、それぞれ「セン ター」を単独設置している。

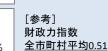
それ以外の基礎自治体では、人口規模が小さくなるほど「センター」の設置率が低くなっている。 人口規模の小さい基礎自治体ほど、「窓口単独設置」または「未設置」の割合が高い傾向。 [図1-2]

- ☞【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、「セン ター」設置率が低い傾向。
 - 高齢者の割合が40.0%を超える基礎自治体の「センター」設置率は相対的に低く、7割強は「窓口」 対応。[図1-3]
- ☞【財政力指数別】財政力指数が低い基礎自治体ほど、「センター」設置率が低い傾向。[図1-4]
- ☞【過疎区分別】過疎地域市町村と過疎みなし市町村では「センター」設置率が相対的に低い。 [図1-5]

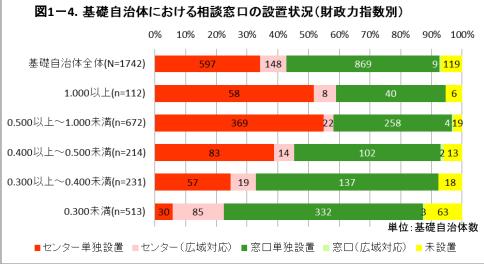


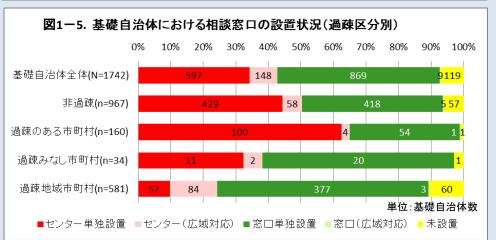






高齢者人口割合



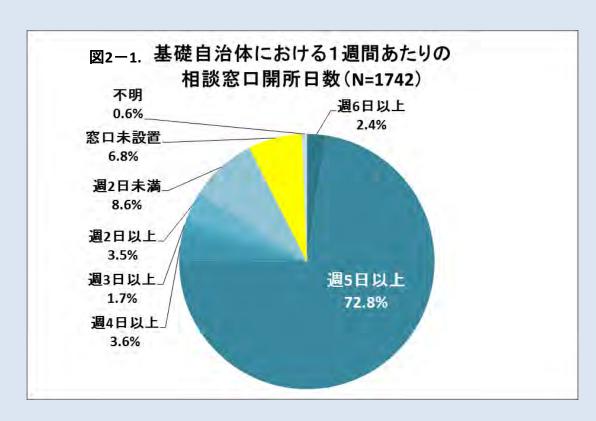


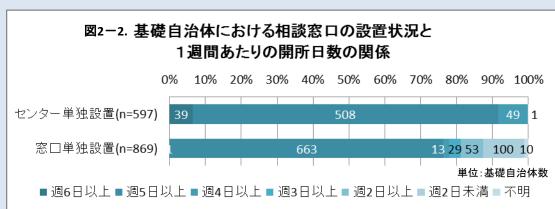
基礎自治体における相談窓口の開所状況(平成24年4月1日現在)

ポイント

- ☞基礎自治体における1週間あたりの相談窓口開所日数をみると、全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、「週5日以上」開所が72.8%で最も多い。
 - 1742の基礎自治体のうち4分の3超が週4日以上開所。[図2-1]
- ☞「センター単独設置」している基礎自治体は、消費者安全法第10条の規定にもとづき「週4日以上」~「週6日以上」開所。
 - 一方、「窓口単独設置」の基礎自治体でも「週5日以上」開所が76.3%を占める。[図2-2]

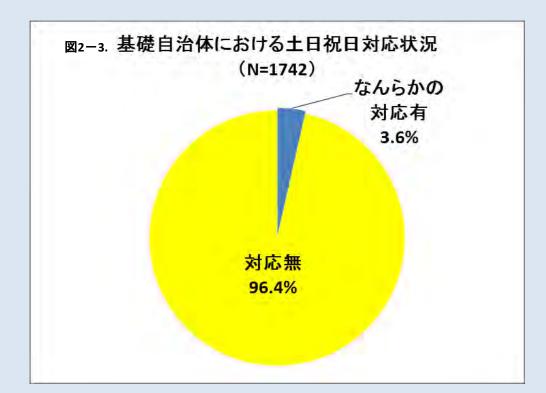
☞全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、土日祝日になんらかの相談対応をしている基礎自治体は62ヵ所(3.6%)にとどまる。「図2-3]





※基礎自治体内に複数の相談窓口を設けている場合は、当該基礎自治体全体として、週に何日対応しているかをカウントしている。 例)A市のXセンターで月曜~金曜対応、Yセンターで月曜~土曜対応の場合、計「週6日」としてカウント。

※週単位ではなく月単位で開所または不定期に開所している場合は、週単位に換算している。 例)月2回開所の場合は計「週0.5日」としてカウント。



※隔週で土日祝日対応している場合など、毎週対応していない場合も「なんらかの対応有」としてカウントしている。

基礎自治体における相談窓口の開設形態(平成24年4月1日現在)

ポイント

- □【全体】全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、「消費生活専門」に特化して相談を受け付けているのは55.4%。その他の相談にも対応する「複合相談」の形態をとっているのは35.2%。
 「図3-1〕
- ☞【行政区分・人口規模別】政令市、中核市、特例市、東京特別区をはじめ、人口規模の大きい 基礎自治体では、その多くが「消費生活専門」で展開。
 - それ以外の基礎自治体では、人口規模が小さいほど「複合相談」で展開する傾向。[図3-2]
- ☞【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、「複合相談」が「消費生活専門」の数を上回る。[図3-3]
- ☞【財政力指数別】財政力指数の高い基礎自治体ほど「消費生活専門」で展開の傾向。[図3-4]
- ☞【過疎区分別】過疎地域市町村では、半数強の基礎自治体が「複合相談」で展開している。 「図3-5]





